

平成 2 2 年度包括外部監査結果に対する措置事項等の公表
(水 道 局)

- 1 監査結果及び監査意見の公表年月日
平成 2 3 年 2 月 7 日 (広島市監査公表第 7 号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査結果に対する措置事項及び監査意見に対する対応結果の通知年月日
平成 2 4 年 3 月 2 2 日 (広水財第 2 7 号)
- 4 監査のテーマ
水道事業における事務の執行及び資産の管理について
- 5 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容

【監査の結果】

(1) 会計処理及び資産管理について ア 退職給与引当金について (所管課：水道局財務課)	
監 査 の 結 果 の 要 旨	措 置 の 内 容
<p>水道局における退職給与引当金の算定方法は、広島市水道局退職給与引当金設定要綱 (平成 1 7 年 1 1 月 2 5 日改正) 第 2 条において「引当金の設定は平成 1 4 年度の退職給与金から適用することとし、引当金繰入額は、次のとおりとする。</p> <p>平均退職給与基準額 {平成 1 4 年度から平成 2 8 年度までの平均定年退職者 (2 2.5 人) × 一人当たりの平均支給額 (2,8 0 0 万円)} - 当該年度の定年退職者の退職給与金」と規定されている。</p> <p>平成 2 1 年度で計上されている退職給与引当金 5 億 8,8 0 0 万円は、平成 1 4 年度から毎年度において上記の計算式によって算出された額を引当金繰入額として繰入れた累計金額である。</p> <p>これらは、退職関係の費用を平準化する考えに基づいて計上されており、退職金の支給対象となる職員が全員期末日に退職した場合の退職金の発生額 (退職金期末要支給額) を退職給与引当金として計上するという発生主義に基づく費用計上となっていない。</p> <p>退職給与引当金の計上を行うのであれば、要綱を見直し、発生主義に基づく計上を行うべきである。</p> <p>なお、水道局の退職金期末要支給額による退職給与引当金の金額は、平成 2 1 年度末において 7 5 億 3,8 0 0 万円となり、計上額が 6 9 億 5,0 0 0 万円不足していることとなる。</p>	<p>平成 2 4 年 1 月 2 7 日に地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、地方公営企業会計基準の見直しが行われたところである。</p> <p>退職給与引当金については、これまで、地方公営企業においては任意の引当金として認められていたが、この見直しにより、発生主義に基づく引当てが義務付けられることとなった。</p> <p>見直し後の地方公営企業会計基準は、平成 2 6 年度の事業から適用されるため、今後は、この基準に基づく退職給付引当金の計上に向けて、平成 2 6 年度予算の編成までに、最初適用事業年度に一括計上するか、一定事業年度数で均等に分割計上するかの経営判断を行うなど、所要の準備を進めていく。</p>

イ 固定資産の除却について (所管課：水道局財務課)

監査の結果の要旨	措置の内容
<p>水道局において未利用地が68箇所存在するが、そのうち帳簿価額の金額が多い順に6箇所の現場視察を実施した。</p> <p>この6箇所のうち高陽取水場の代替地として取得した土地については、平成22年度において宅地として売却手続きを開始している。</p> <p>その他の未利用地は、市街化調整区域内にあり、市場価値が低いと思われる土地や、急斜面の上であり、危険防止のための対策が必要な土地である。危険防止対策が必要な土地は、階段を鉄条網で囲んだり、土砂崩れ防止のために斜面をコンクリートで固めたり、雑草を刈り取るなどの管理コストがかかるため、市場価値が低いと思われる。</p> <p>今後の地方公営企業会計制度の改正の動向において、減損会計が導入される場合には、これらの未利用地の資産の帳簿価額を市場価値まで減損することを検討する必要があるものと思われる。</p> <p>また、発生主義会計において、固定資産は実在しているが、その後の使用の可能性がない場合は、現状の姿のまま（実際に取り壊したり、廃棄しなくても）帳簿上の除却処理を行うべき場合がある。</p> <p>視察した未利用地の固定資産のうち現在休止中で今後使用見込みのない固定資産（構築物、機械など）が見受けられる。</p> <p>これらは、資産性がなく現状の姿のまま帳簿上の除却処理を行うべき固定資産であると考えられる。現在休止中で今後使用見込みのない固定資産の件数や帳簿価額について、監査期間内にその全てを把握することは時間の関係から困難であったが、今後、水道局において段階的に調査し、その内容を検討した上でこのような除却処理を行うべき固定資産の洗い出しを行う必要がある。</p>	<p>平成24年1月27日に地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、地方公営企業会計基準の見直しが行われたところである。</p> <p>資産の帳簿価額を市場価値まで減損する等の会計処理（以下「減損会計」という。）については、これまで、地方公営企業においては認められていなかったが、この見直しにより、新たに減損会計が導入されることとなった。</p> <p>見直し後の地方公営企業会計基準は、平成26年度の事業から適用されるため、今後は、この基準に基づく減損会計の導入に向けて、平成26年度予算の編成までに、現在休止中で今後使用見込みのない固定資産を含め関係資産の洗い出しを行うなど、所要の準備を進めていく。</p>

【監査の意見】

(1) 広島市の水道料金について ア 受水費について (ア) 基本水量の見直しについて (所管課：水道局企画総務課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>水需要が当初計画より減少したとしても、責任水量制によって広島県から一定の受水水量を受け入れて基本料金として負担しなければならず（基本料金負担）、この基本料金の硬直性が、事業効率化の取組を行っても水道料金の減額改定に結びつかない原因の一つとなり、逆に言えば、水道料金の増額改定の原因の一つとなるとも考えられる。</p> <p>水需要は減少しており、基本水量と実際の使用水量の差が拡大している状況で、基本水量の見直しは受水団体を構成する市町の共通の問題であると思われる。広島市のみが、基本水量の見直しによる基本料金の減額を求めても、その減額分の負担が他の受水団体へ転嫁されることになるため、そのような調整は困難であるが、受水団体で県に対して基本料金設定の根拠を求め、現在の責任水量が固定的経費回収分に見合った水量として妥当なものなのか、県と受水団体の管理者レベルで協議し、基本水量のさらなる引き下げを求めるべきと考える。</p>	<p>用水供給事業は、水源の確保が困難な各市町からの要請に基づき、広島県がその必要とする水量に見合う水道施設を建設し、水道水を供給するので、事業運営には巨額の固定的経費を必要とする。責任水量制は、この固定的経費を確実に回収するため、使用実績にかかわらず、決められた基本水量に応じて料金を徴収するもので、全国的に採用されている制度である。</p> <p>広島県と受水団体では、3年毎に用水供給事業に係る料金制度及び受水水量の見直しの協議を行っており、広島県が経営状況及び受水団体の意向等を踏まえ、基本水量を決定することとしているが、近年、水需要は減少しており、基本水量と実使用水量との乖離が生じていることから、この協議の際に、受水団体として広島県に対し、基本水量の見直しを要望し、平成17年度及び平成20年度において、基本水量の引き下げが行われた。</p> <p>平成22年12月に行われた協議では、広島県に対し「受水費用の負担の軽減に繋がるよう抜本的な基本水量の見直しを行うこと」を要望し、広島県からは「基本水量の減量に関して来年度（平成23年度）には市町と共同で事業の効率化及びダウンサイジング（浄水場などの施設能力を縮小すること。以下同じ。）の検討を前向きに行い、検討の方向性を明らかにした上で抜本的な見直しを行いたい。また、このことは次期料金改定時（平成26年度以降適用予定）における最優先課題と考えている」との回答を得ている。</p> <p>平成23年度には、こうした方向性のもとに広島県と受水団体が連携して、県・市町全体での水需要の減少を見込んだ施設のダウンサイジングなどの検討を行う「県営水道インフラの最適化検討会」を開催し、平成24年2月末までに、4回の検討を行ったところである。</p> <p>今後も、他の受水団体と連携し、この検討で得られる結果に基づいて基本水量の見直しが行われるよう、引き続き広島県に対して要望していくこととしている。</p>

(イ) 沈でん水の使用量について (所管課：水道局企画総務課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>府中浄水場では、広島県から沈でん水を受水し、自己水と共に浄水して需要者へ水道水を供給している。平成20年度の府中浄水場の取水量の実績は、5,869,210 m³/年（広島市が水利権を持っているものも含む。）であるが、このうち広島県から受水する沈でん水については、広島県へ提示した年間の予定使用水量を全部使用しているものとして、5,091,750 m³/年を受水費として負担している。</p> <p>広島県からの受水水量と自己水について、それぞれの取水量の実績はわからないが、取水能力でみれば自己水と広島県からの受水水量の比は1：2である。このことから、取水能力の比で取水量の実績5,869,210 m³を按分すると、広島県からの受水水量は5,869,210 m³/年×2/3＝約3,912,806 m³/年と試算される。これと年間予定使用水量5,091,750 m³/年との差は、1,178,944 m³/年であり、試算ではあるが、これに従量料金48.34円/m³を乗じて算出した受水費56,990,152円を減額できるものと考ええる。</p> <p>したがって、広島県から受水する沈でん水については、自己水と受水する沈でん水の取水能力の比に応じた料金にするよう県と交渉すべきと考える。</p>	<p>受水費については、3年毎に、広島県と受水団体とで協議を行っており、平成22年12月に行われた協議において、広島県に対し沈でん水の受水量を含め「受水費用の負担の軽減に繋がるよう抜本的な基本水量の見直しを行うこと」を要望し、広島県からは「基本水量の減量に関して来年度（平成23年度）には市町と共同で事業の効率化及びダウンサイジングの検討を前向きに行い、検討の方向性を明らかにした上で抜本的な見直しを行いたい。また、このことは次期料金改定時（平成26年度以降適用予定）における最優先課題と考えている」との回答を得ている。</p> <p>平成23年度には、こうした方向性のもとに広島県と受水団体が連携して、県・市町全体での水需要の減少を見込んだ施設のダウンサイジングなどの検討を行う「県営水道インフラの最適化検討会」を開催しており、その中で、沈でん水を供給している広島県瀬野川浄水場沈でん水系の縮小などに関する調査が行われ、その報告等を踏まえ、今後、沈でん水の受水量の見直しを検討することとしている。</p> <p>今後も、他の受水団体と連携し、この検討で得られる結果に基づいて沈でん水の受水量の見直しが行われるよう、引き続き広島県に対して要望していくこととしている。</p>

(2) 会計処理及び資産管理について
 みなし償却について (所管課：水道局財務課)

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>水道事業会計においては、有形固定資産について、国庫補助金などで取得したものについても取得価額を基に減価償却を実施している。</p> <p>また、貸借対照表に356億7,100万円計上されているダム使用权は、国庫補助金相当額を控除した残額についてみなし償却制度による減価償却を実施しているが、市町村合併により引き継いだ受贈資産や不動産業者などから受贈された建物、構築物などについては、自己資金を投入していないことから投下資本の回収を図る必要がないため、減価償却を行っていない。</p> <p>これらの受贈資産について減価償却を実施した場合の影響額は、件数が多いため把握できていないが、ダム使用权は件数が3件と少ないため、この3件について、減価償却を実施した場合の水道事業会計への影響を確認するために減価償却費を試算した。その結果、みなし償却をしないと増加する減価償却費は毎年度において2億4,000万円となり、過年度累計では20億9,900万円となっている。</p> <p>地方公営企業においてみなし償却制度が認められている以上、それに基づく会計処理は、現段階で問題とはいえないが、各地方公営企業の個別事情により減価償却を実施するかしないかを定めるべきではない。</p> <p>したがって、今後予定される地方公営企業会計制度の見直しに合わせて統一的な会計処理の方法を検討すべきである。</p>	<p>平成24年1月27日に地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、地方公営企業会計基準の見直しが行われたところである。</p> <p>補助金等により取得した固定資産に係るみなし償却制度については、これまで、地方公営企業においてはその任意適用が認められていたが、この見直しにより、みなし償却制度は廃止され、原則として、償却資産については補助金等による取得部分も含めて減価償却することが義務付けられることとなった。</p> <p>見直し後の地方公営企業会計基準は、平成26年度の事業から適用されるため、今後は、この基準に基づく減価償却費等の計上に向けて、平成26年度予算の編成までに、取得した固定資産の財源調査を行うなど、所要の準備を進めていく。</p>

(3) 水道料金の徴収事務と時効による不納欠損について
徴収事務について (所管課：水道局営業部営業課)

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>水道料金の100万円以上の大口滞納者は、27者で未収件数510件、未収総額82,147,999円となっている。</p> <p>例えば、集合ビルに1個の水道メーターが設置され、契約者が1者で利用者が複数いて、そのうち一部の利用者は水道料金を滞納しているがその他の利用者は正当に水道料金を納付している場合や、高額滞納者であり納付が遅延していても納付を続けている場合は、給水停止（以下「停水」という。）を実施していない。</p> <p>水道料金等の徴収事務取扱要綱において、停水の対象者に「滞納常習者と認められるもの」とあり、前出の事例は明らかに滞納常習者と考えべきである。</p> <p>このような場合には一定の基準を設け、考慮すべき特別な事情がない限り、停水の実施や裁判による徴収などの強硬な姿勢を示す必要があるのではないかと考える。</p> <p>また、飲食業や食品製造業者など水道水を重要な原料としている業者については、停水を実施することで当該業者の営業がストップし倒産等に追い込むことになり、その結果として水道料金債権の回収ができなくなるという理由から停水は実施されていないが、滞納業者にどこまで供給し続けるかについては、公平性の観点から具体的、客観的な基準による停水の条件を設定することも必要ではないかと考える。</p>	<p>滞納徴収業務は現在、各営業所（中央、安佐南、安佐北、安芸及び佐伯）で個別に実施しているが、高額滞納者及び長期滞納者などの難件事案は、経緯を踏まえた継続的な交渉が必要であることから、解決までに長期間を要している現状にある。</p> <p>このため、平成24年度から、難件事案の約9割（金額ベース）を所管する中央営業所（所管：中区、東区、南区及び西区）に「特別収納係」を新設し、難件事案に専任する職員を配置して、支払交渉、停水、法的手続など重点的な滞納整理を実施するとともに、滞納者との交渉を重ねる過程で得られた知識や経験を基に、難件事案専用のマニュアルを整備して停水措置等に係る客観的な基準を設定し、この基準に基づく対応に努めることとしている。</p>

(4) 財団法人広島市水道サービス公社について（所管課：水道局人事課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>ア 財団法人広島市水道サービス公社解散後の職員の再雇用方針の見直しについて</p> <p>財団法人広島市水道サービス公社（以下「公社」という。）は平成23年3月31日に解散することを予定しており、水道局を定年退職した後に再雇用され、現在、公社に在籍している嘱託員（以下「公社の再雇用者」という。）は、原則として、その全員が平成23年4月1日付けで水道局において再雇用される方針になっている。</p> <p>公社の再雇用者については、出勤簿による出勤管理を行うとともに、業務日報等により業務管理を行っているが、担当業務について勤務時間中の各時間帯別の稼働状況を検証する報告書が存在しないため、現在の公社における再雇用者数の過不足の状況を検証することは困難であった。</p> <p>今後、公社の再雇用者は水道局において再雇用されることになるが、原則として全員を再雇用するのではなく、現在の公社の再雇用者の稼働実態を把握し、必要な再雇用者数を検証する必要があると思われる。</p>	<p>現行の再雇用制度は、年金の満額支給開始年齢が段階的に引き上げられることとなった平成14年度から実施しているものである。</p> <p>また、平成25年以降段階的に年金の支給開始年齢が60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、雇用と年金との連携を図ることは官民共通の課題となっており、既に民間企業では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65歳までの雇用確保措置を義務付けていることから、公務員における雇用延長制度についても国において検討が進められているところである。</p> <p>こうした中、水道局では、従来から、職員の配置は翌年度の業務量に基づき人員配置計画を作成した上で決定しており、平成23年度の人員配置計画の作成においても、公社の解散に伴う水道局への業務移管を踏まえ、個々の業務内容に応じて一般職員の採用に代えて再雇用者を配置するなどの調整を図り、必要となる再雇用者数を配置している。平成23年4月現在における水道局の再雇用者数は65人であり、その内訳は公社の再雇用者であった67人中56人と平成22年度の定年退職者17人中9人となっている。なお、平成22年度の再雇用率（定年退職者に対する再雇用者の割合）は52.9%であり、平成17年度から平成21年度までの再雇用率と比べて21.8%低下している。</p> <p>このように、再雇用者の配置は、一般職員の行う業務内容及び通年にわたる業務量を基礎としていることから、その報酬についても一般職員と同様に月額で支給することが適当であると考慮しており、市長事務部局の非常勤職員の取扱に準じ、広島市報酬並びに費用弁償条例第2条第3項の規定により月額制を採用している。</p> <p>今後においても、引き続き必要に応じて再雇用を行っていきたい。</p>
<p>イ 再雇用者の報酬の見直しについて</p> <p>再雇用者の報酬額は再雇用者に対して一律に適用され、通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当を除き、毎月定額が支給されている。</p> <p>水道局の業務にも繁忙期と閑散期が存在しているはずである。また、1日の業務も平均的に存在しているのではなく、業務量にはバラツキが存在しているはずである。</p> <p>退職後の職員を再雇用する場合、再雇用者が行うべき業務内容についてその必要となる時期・業務時間・人員の検討を行い、再雇用者に対する報酬について日給制・時間給制の適用を検討する必要があると思われる。</p>	

ウ 民間委託の判断基準の再検討について	(所管課：水道局企画総務課)
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>水道局は公社に業務の一部を委託している。公社で再雇用している職員は水道局を定年退職した職員であるため、水道局では、安全確保の観点から、公社で行う委託業務は、水道局職員が行う場合と同等の業務の品質が確保されると判断している。定年退職者であれば、水道事業に関する知識・経験・技術は水道局職員と同等と考えられ、使命感・倫理観は水道局職員以上であるとも思われることから、水道局の判断は妥当であると思われる。</p> <p>公社に委託していた業務であっても、その後、水道局において民間業者に委託が可能であると判断したものについては、水道局が民間業者と業務委託契約を行っている。例えば、水道施設管理業務（管路巡視、弁栓類等点検、水質・水圧管理）は公社に委託しているが、このうち水圧管理の一部については、平成19年度から民間業者に委託している。</p> <p>水道局で民間委託が可能であると判断した業務について、公社の再雇用者（平成23年4月1日以降は水道局での再雇用者）で行うか民間業者で行うかは、どちらで行うことが水道局の経費削減につながるかで判断すべきと考える。</p> <p>公社の再雇用者の年間報酬額を基礎として有給休暇を控除した実稼働時間により1時間当たりの平均報酬額を算出すると、平成21年では1,950円になる。公社の再雇用者は全員社会保険に加入しているため、社会保険料の雇用主負担（報酬に対して約11.6%）を加えるとその金額は2,176円（1,950円×111.6%）になる。</p> <p>民間委託が可能である業務について、再雇用者で業務を行うか民間委託するかは、1時間当たりの人件費が2,176円を下回るか否かを1つの指標として判断することが妥当と考える。</p>	<p>水道局では、これまでも検針・集金業務や工事設計業務など、民間委託が可能であると判断した業務について民間委託を行ってきた。平成23年3月に公社が解散したことに伴い、平成23年度からは公社が行っていた業務を水道局で引き続き実施するとともに、公社の再雇用者を水道局において再雇用嘱託員として雇用している。</p> <p>公社から移管した業務の中で民間委託が可能かどうかの検討を行った結果、公社が自主事業として実施していた水道資料館運営業務のうち受付案内業務について、再雇用者の1時間当たりの人件費と比較して、民間委託したほうが安価であると見込めることから、平成24年度から民間委託に切り替えることとしている。</p> <p>今後も、事業運営の効率化を図るため、こうした事務の委託化を積極的に推進していくこととしている。</p>

エ 民間委託可能業務について (所管課：水道局企画総務課)

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>公社への委託業務のうち、「貯蔵品管理業務」については、水道工事に関する専門的な知識が必要であるが、例えば、水道局において年間を通じ24時間体制で、水道の緊急修理等を行う「給配水管等の緊急補修及び移設・取替等工事」に係る契約を締結している広島市指定上下水道工事業協同組合であれば、水道局が要求する業務水準を十分充足できるものと思われる。また、この組合に貯蔵品管理業務を委託した場合においては、資材納品時の検収業務を外部の第三者が行うことになり、内部者の不正防止に対する牽制効果も期待できる。さらには、月次に実施している実地棚卸の際に、水道局職員又は再雇用者が立会うことにより、外部の第三者の不正を防止することは可能と思われる。</p> <p>また、公社の公益事業である「水道事業に係る調査研究及び普及宣伝に関する事業」の中には、一般利用者に対する水道事業に関するアンケート調査がある。アンケート内容の検討等の企画については水道局で行う必要があるが、アンケート用紙の発送、回収、集計業務については専門性が要求されないので、民間委託が可能であると思われる。</p> <p>したがって、「貯蔵品管理業務」及び「アンケート業務」の一部は民間委託が可能であると思われる。</p>	<p>平成23年3月に公社が解散したことに伴い、平成23年度からは「貯蔵品管理業務」及び「アンケート調査」については、水道局で引き続き実施することとしている。</p> <p>「貯蔵品管理業務」は、工事用材料等の入庫管理や緊急工事に伴う材料の調整などを行う業務であるが、当該業務を行う者は、工事の施工担当課からの工事用材料の事前準備の要求や日常の在庫確認、貯蔵品管理システムの端末操作などにより、今後の工事において使用する材料等の情報を入札公告前に知ることができる。このため、工事業者によって構成される団体である広島市指定上下水道工事業協同組合へ当該業務を委託した場合は、工事に関する情報について事前に一部の工事業者が知り得る状態となり、入札の公正性確保の観点から不適切であるため、当該業務については、現行どおり、水道局職員や再雇用嘱託員に従事させることとする。</p> <p>「アンケート調査」は、水道を利用されるお客さまの水道に関する意識調査であり、毎年、給水区域内の1,000名の方を無作為に抽出して実施している。</p> <p>アンケート用紙の発送、回収、集計業務については専門性を要求されないので、民間委託は可能であるが、アンケート調査件数は1,000件と限られ、業務量も僅少であるため、民間委託による経費削減が見込めないと考えられることから職員で対応することとしている。</p>

オ 水道資料館の運営について (所管課：水道局企画総務課)

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>水道資料館は水道の歴史等を展示する施設であり、多大な教育的効果が期待できることから存在意義は大きいと思われる。特に小学校4年生では水道事業に関する授業があり、毎年4月から6月にかけては多くの小学生が来館している。</p> <p>しかし、平成21年度において、来館者がゼロの日、10人未満の日が多く存在している。</p> <p>このほか、閉館日でも小学校等の団体での来館は受け付けており、その際には牛田浄水場等勤務の水道局職員が対応している。閉館日における団体での来館は、4月が小学校5校(543人)、5月が小学校8校(638人)、6月が小学校8校(685人)、7月が小学校2校(273人)になっており、合計で5,923人が来館している。</p> <p>水道資料館の来館者について、小学校等の団体以外に来館者は限られており、特に平日の来館者が少ないという状況になっている。来館を促すため、より効果的な広報活動を行うとともに、開館日の見直しを検討する必要があると思われる。</p>	<p>水道資料館は、市民が水道に関する認識と理解を深めることを主眼として開設しており、広島市の水道の建設に尽力した伊藤博文や児玉源太郎の石額をはじめ、施設の内外に水道創設期からの歴史的資料を展示している。また、大正13年に建築されたこの建物は、レンガ造りの外壁が当時のモダンな面影をとどめており、現存する被爆建物の一つでもあり、平成21年には経済産業省から近代化産業遺産の認定を受けている。</p> <p>平成23年度には、毎年水道週間(6月1日から7日まで)に合わせて行う浄水場の施設見学に加えて、新たな企画として水道資料館での歴史的資料の見学及び利き水体験を実施することにし、「歴史と科学にふれる水道見学会」と題して一般公募したところ、定員100名を超える126名の応募があった。今後も、教育・学習の場としての活用を促進するため、交通アクセスの良いアストラムライン沿線の小学校にPRちらしの配布を重点的に行うほか、イベントの実施に当たっては、資料館の持つ歴史に着目した広報を行うなど、より多くの来館につなげるよう努めていくこととしている。</p> <p>また、水道資料館の開館日のあり方については、これまで、来館者の多少にかかわらず職員が常駐して対応してきたが、平成24年度からは、当該対応業務を民間委託に切り替えることにより、経費の削減を図ることとした。加えて、例年、冬季期間(12月から2月まで)においては、開館日の来館者が特に少ない状況にあるため、原則として閉館することとし、来館希望者に対しては臨時に開館するよう柔軟に対応していくこととしている。</p>